

公益財団法人国際文化会館 個人情報保護規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人国際文化会館(以下「当会館」という。)が定める「個人情報保護に関する基本方針」に従い、個人情報の適正な取扱いに関して当会館の役職員が遵守すべき事項を定め、これを実施運用することにより個人情報を適切に保護・管理することを目的とする。

2 番号法に定める個人番号に関しては、「特定個人情報取扱規則」の定めによる。

(定義)

第2条 この規程及びこの規程に基づいて策定される規則等において使用する用語については、次のとおりとする。

(1) 個人情報

「個人情報」とは、生存する個人に関する情報で、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより容易に個人を識別することができるものを含む。)、または「個人識別符号」が含まれるものをいう。

(2) 個人識別符号

「個人識別符号」とは、生存する個人に関する情報で、「身体の一部の特徴」または「役務の利用等に個人に割り当てられる番号」のうち、政令において定められたもの。具体的には「DNA、静脈の形状、指紋等」または「基礎年金番号、個人番号等」をいう。

(3) 要配慮個人情報

「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして、政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

(4) 個人情報データベース等

「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合で、次に掲げるものをいう。なお、利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして政令で定めるものを除く。

(ア) 特定の個人情報をコンピューターを用いて検索することができるように体系的に構成したもの。

(イ) 前号に掲げるもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものであって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するもの。

(5) 個人データ

「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

(6) 保有個人データ

「保有個人データ」とは、当会館が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、削除及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであって、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令で定めるもの又は6ヶ月以内の政令で定める期間以内に消去することとなるもの以外のものをいう

(7) 本人

「本人」とは、当該個人情報によって識別される、又は識別され得る、生存する特定の個人をいう。

(8) 役職員等

「役職員等」とは、当会館に所属する全ての理事、監事、評議員及び職員をいう。

(9) 個人情報管理責任者

「個人情報管理責任者」とは、理事長によって指名された者であって、個人情報保護コンプライアンス・プログラムの運用に関する責任と権限を有する者をいう。

(適用範囲)

第3条 この規程は、すべての役職員等に適用する。また、退職後においても在任又は在籍時に取得・アクセスした個人情報については、この規程に従うものとする。

2 各種委員会委員、顧問、参与及び当会館の事業について委嘱又は依頼を受けた者が、当会館の業務に従事する場合には、当該従事者はこの規程を遵守しなければならない。

3 前項の従事者を管理する立場にある者は、当該従事者に対し、この規程の遵守を確保する為に必要な処置を講じなければならない。

(個人情報管理責任者)

第4条 当会館においては、総務部長(空席の場合はその上席者)を個人情報管理責任者とする。

2 個人情報管理責任者は、当会館で取扱う個人情報について、この規程に定める諸事項を実施・徹底するため、必要に応じ細則等を策定する。

3 個人情報管理責任者は、この規程等の適正な実施及び運用を図り、個人情報が外部に漏洩したり不正に使用されたり、あるいは改ざんされたりすること等がないように管理する責を負う。

(個人情報の取得)

第5条 個人情報の取得は、適法かつ公正な方法によって行い、偽りその他不正な手段にて取得してはならない。

2 本人から直接に個人情報を取得する場合には、本人(本人が未成年者の場合はその保護者。以下「本人等」という。)に対して、次に掲げる事項又はそれと同等以上の内容の事項を、書面又はこれに代わる方法によって通知し、本人等の同意を得なければならない。

- (1) 当会館の名称、個人情報管理責任者の氏名及び連絡先
- (2) 個人情報の利用目的
- (3) 保有個人データに関する次に掲げる権利の存在及び当該権利行使のための方法
 - (ア) 当該データの利用目的の通知を求める権利
 - (イ) 当該データの開示を求める権利及び第三者提供の停止を求める権利
 - (ウ) 当該データに誤りがある場合にその内容の訂正、追加又は削除を求める権利
 - (エ) 当該データの利用の停止又は消去を求める権利

3 本人等以外の者から間接的に個人情報を取得する場合には、本人等に対して、前項アないしエに掲げる事項を書面又はこれに代わる方法で通知し、本人等の同意を得なければならない。

なお、第三者から個人情報に関する文書等を受領する場合、受付簿に記録することを含め、法令等に従い受領年月日、第三者及び本人の氏名、第三者による個人情報の取得経緯の確認等の記録を作成する。

(利用目的及び個人情報の利用)

第6条 個人情報を取り扱うに当たっては、事前にその利用目的を明確に定めるものとし、当該利用目的は、別に定める「公益財団法人国際文化会館が業務上保有する個人情報の利用目的」に定める当会館の業務において必要な範囲であり、かつ本人等から同意を得た利用目的の範囲内でなければならない。

2 利用目的を変更する場合には変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲内でなければならない。また、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。

(個人情報の提供)

第7条 法令で定める場合を除き、原則として、個人情報は第三者に提供してはならない。

2 前項の定めにかかわらず、当会館の業務を遂行するために当該業務等の一部又は全部を第三者に委託する必要がある場合には、次の条件を満たす業務委託先に限り、本人等が事前承諾した利用目的の範囲内において個人情報を当該業務委託先に対して提供できるものとする。

- (1) 社会通念上相当な事業活動を営むものであること。
- (2) 個人情報の保護に関し、この規程と同等以上の規程を有し、かつその適正な運用及び実施がなされている者であること。
- (3) 当会館との間に、適正な内容の個人情報の保護に関する定めを締結し、これを遵守する

ことが見込まれる者であること。

3 前項の業務委託を行う場合は、事前に個人情報管理責任者による承諾を得なければならない。

4 本条第2項の定めに従い、個人情報を取り扱う業務を第三者に委託した場合には、当会館が当該業務委託先に課した個人情報の適切な管理業務が、確実に遵守されるよう適時、確認・指導するものとする。

5 外国(本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。)にある第三者(個人情報取扱事業者に該当する者を除く。)に個人情報を提供する場合は、あらかじめ当該外国の第三者への提供を認める旨の本人同意を得なければならない。

6 個人情報を第三者(含む外国)に提供したときは、法令に従い、提供年月日、第三者の氏名又は名称等に関する記録を作成し、保存しなければならない。

(個人情報の正確性確保)

第 8 条 個人情報は、利用目的達成に必要な範囲内において、正確かつ最新の内容に保つよう管理運営しなければならない。

(安全管理)

第 9 条 個人情報管理責任者は、個人情報の安全管理のため、個人情報の不正アクセス、漏洩、滅失又は毀損防止に努めるものとする。

2 個人情報管理責任者は、必要に応じて個人情報の安全管理のため、必要かつ適正な措置を定めるものとし、当該個人情報を取り扱う役職員に遵守させなければならない。

(役職員等の監督)

第 10 条 個人情報管理責任者は、個人情報等の安全管理が図られるよう、個人情報等を扱う役職員等に対して必要かつ適切な指導・監督を定期的に行わなければならない。

(個人情報等の消去・廃棄)

第 11 条 保有する必要が無くなった個人情報については、直ちに当該個人情報を消去・廃棄しなければならない。

2 個人情報管理責任者は、個人情報の消去・破棄を行うにあたり、消去・廃棄の日、消去・廃棄した個人情報等の内容及び消去・廃棄の方法を書面に記録し、これを当会館の「事務規則」に定める期間、保存しなければならない。

(通報及び調査義務等)

第 12 条 役職員等は、個人情報が外部に漏洩していることを知った場合又はそのおそれがあると気付いた場合には、直ちに個人情報管理責任者に通報しなければならない。

2 個人情報管理責任者は、個人情報の外部への漏洩について役職員から通報を受けた場合には、直ちに事実関係を調査しなければならない。

(報告及び対策)

第 13 条 個人情報管理責任者は、前条に基づく事実関係の調査の結果、個人情報が外部に漏洩していることを確認した場合には、直ちに次の各号に掲げる事項を関係機関に報告しなければならない。

- (1) 漏洩した情報の範囲
- (2) 漏洩先
- (3) 漏洩した日時
- (4) その他調査で判明した事実

2 個人情報管理責任者は、関係機関とも相談のうえ、当該漏洩についての具体的対応及び対策を講じるとともに、再発防止策を策定しなければならない。

(自己情報に関する権利)

第 14 条 本人から自己の情報について開示を請求された場合は、原則として合理的な期間内にこれに応じるものとする。また、開示の結果、誤った情報があり、訂正又は削除を求められた場合には、原則として合理的な期間内にこれに応じるとともに、訂正又は削除を行った場合は、可能な範囲内で当該個人情報の受領者に対して通知を行うものとする。

(個人情報の利用又は提供の拒否権)

第 15 条 当会館が既に保有している個人情報について、本人からの自己の情報についての利用又は第三者への提供を拒まれた場合は、これに応じるものとする。ただし、次に掲げるいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 法令の規定による場合
- (2) 本人又は公衆の生命、健康、財産などの重大な利益を保護するために必要な場合

(苦情の処理)

第 16 条 当会館の個人情報の取扱いに関する苦情の窓口業務は、総務部が担当する。

2 個人情報管理責任者は、前項の目的を達成するために必要な体制の整備並びに支援を行う。

3 総務部の担当者は、他部署からの情報を収集の上、適宜、個人情報管理責任者に苦情の内容について報告するものとする。

(改廃)

第 17 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附則(平成 30 年 4 月1日改訂)

1 第1条(目的)、第2条(定義)、第5条(個人情報の取得)、第6条(利用目的及び個人情報の利用)、第7条(個人情報の提供)、第14条(自己情報に関する権利)の各変更規定は、平成30年4月1日から施行する。